ホームページ保守管理業務仕様書

１　件名
　山口県市町村職員共済組合ホームページ保守管理業務

２　業務の目的
　山口県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）が有するホームページ（以下「ＨＰ」という。）を安定的かつ継続的に利用可能な状態に保ち、共済組合事業等の周知に資することを目的とする。

３　委託期間
　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

４　本事業の対象ＨＰ
　共済組合　：　https://www.kyosai-yamaguchi.jp
　保養所「防長苑」　：　https://www.bochoen.jp

５　委託内容
（１）ＨＰの更新・修正
　①　健康保険、公的年金等関係法令の改正等に伴い、受託者にて変更案を提示し、内容の更新を行うこと。
　②　委託者の指示に基づき、既存のコンテンツの更新（テキスト変更、画像差し替え修正等）及び公開・停止作業を迅速に行うこと。
　③　お知らせ、イベント情報等の日常的な更新に関しては、委託者が行う場合もあるため、作業方法やページの作成等を支援すること。
　④　リンク切れを含む各種不具合等の原因調査、対策の実施を行うこと。
　※　①及び②で、毎月４ページ（Ａ４／３箇所）程度の更新を想定
（２）緊急時の対応
　①　ＨＰに障害発生時等の緊急時において、可及的速やかに復旧可能な体制を構築すること。
　②　共済組合のネットワークに不測の事態が生じた場合、委託者からの指示に従い、ＨＰの更新を代行すること。
（３）障害対応
　①　ＨＰに障害が発生した場合は、速やかに障害箇所の特定、影響範囲の調査など障害発生の状況把握を行うとともに、ＨＰの公開を継続するための措置等の処置を講じるよう努めること。
　②　収集した障害情報を基に原因を分析し、障害発生以前の状態まで復旧するよう努めること。
　③　ＨＰについて、サーバに起因する障害を検知した場合、速やかに共済組合へ連絡すること。

（４）ＨＰ運営上の問題や要望に関する相談

ＨＰを運営するに際して委託者が抱いた問題点や要望事項を受託者が聞き取り、改善提案を行う。ただし、保守業務等に含まれない改善提案の実行は除くものとする。

（５）報告業務

委託者の求めに応じて、保守の作業内容及び作業時間等について適宜報告を行うこと。

（６）バックアップ

ＣＭＳを含むＨＰをバックアップし、障害発生時に以下の要件を満たせるようにする。なお、バックアップ取得時に、委託者の作業に影響が出ないよう考慮すること。

①　確実かつ速やかにデータの復旧を行えること。

②　障害発生後のリカバリ時のデータの損失を、復旧可能なバージョンの中で最新のものにすること。

６　業務を進める上での留意点

（１）品質等の維持・管理

①　現状のホームページの仕様を維持すること。

※　スマートフォン及びタブレット端末等からもストレスなく利用できるよう各ページを最適化すること。

※　組み込まれているＣＭＳを可能な限り使用することとし、使用が困難な場合は代案を提案すること。

②　受託者は、本業務を遂行するにあたり、適切な品質管理の実施及び品質の保証と、必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

（２）貸与資料

①　受託者が本業務を実施する上で必要となる資料のうち、委託者が提供することが可能な資料は、委託者が受託者に貸与するものとする。

②　貸与された資料は、その重要性を認識し取り扱い及び保管を慎重に行うこと。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

（３）第三者ソフトの利用

本業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。なお、受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利及び肖像権その他法的保護に値するとされている第三者の権利の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（４）その他留意事項

本仕様書に記載が無くても当然実施すべき作業があれば、受託者が委託者と協議のうえ承認を得て適正にこれを行うこと。

７　特記事項

（１）法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連法令等を遵守しなければならない。

（２）秘密の保持等

受託者は、業務上知り得た秘密及び委託者から提出された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を他人に漏らしてはならない。

（３）資料の貸与及び返還

受託者は、委託者の貸与資料等を業務完了後速やかに委託者に返還しなければならない。

（４）権利関係

本業務により作成された成果物一切に係る知的財産権については、委託者に帰属する。

（５）疑義

仕様書記載事項に疑義が生じた場合または定めのない事項については、受託者は委託者と十分な協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。